

文京区基本構想推進区民協議会設置要綱

22文企企第63号平成22年6月4日区長決定

23文企企第337号平成24年3月30日区長決定

27文企企第361号平成27年12月11日区長決定

(設置)

第1条 区民参画による文京区基本構想（以下「基本構想」という。）の進行管理を行うため、文京区基本構想推進区民協議会（以下「区民協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 区民協議会は、次の事項を所掌し、基本構想の実現度を審議する。

- (1) 基本構想の推進に関する事項について意見を述べること。
- (2) 文京区基本構想実施計画の策定及び推進に関する事項について意見を述べること。
- (3) 効率的な行財政運営について意見を述べること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第3条 区民協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員28人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 公募区民 12人以内
- (3) 区内関係団体等の推薦による者 14人以内

2 前項第2号に規定する公募区民の委員（以下「公募区民委員」という。）は、別に定めるところにより募集する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、前条第1項の規定による委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の末日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、公募区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会長及び副会長の設置)

第5条 区民協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第3条第1項第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

3 会長は、区民協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 区民協議会に幹事を置く。

2 幹事は、文京区役所組織条例（昭和47年3月文京区条例第3号）第1条に規定する部の部長（担当部長及び危機管理室長を含む。）、文京保健所長、文京区教育局処務規則

（平成4年3月文京区教育委員会規則第3号）第2条に規定する部の部長（担当部長を含む。）、会計管理者、監査事務局長、区議会事務局長、企画政策部企画課長、企画政策部政策研究担当課長、企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部総務課長及び総務部職員課長の職にある者とする。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を区民協議会に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、専門的事項について調査し、又は研究させるため、区民協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長及び部会員は、会長が指名する。

(庶務)

第9条 区民協議会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、区民協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年3月30日（以下「決定日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定は、平成24年9月30日以後に委嘱を受けた委員について適用し、決定日において現に委員である者の任期については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。